

## 特記仕様書

工事番号 令和5年度 第180号  
工事名称 クリスタルプラザ炉内耐火物等年次整備工事  
工事場所 滋賀県長浜市八幡中山町200番地  
          湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ  
契約期間 契約締結の翌日から令和6年3月30日まで  
施工期間 1号炉 令和6年1月19日から令和6年2月7日  
          2号炉 令和6年2月28日から令和6年3月18日  
          ※いずれも乾燥焚期間を除いた炉内での施工可能期間

**第1条** 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和2年4月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（令和2年4月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）および「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領Ⅲ編点検補修工事共通仕様書（平成22年度版公益社団法人全国都市清掃会議）」（以下、「点検補修工事共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

**第2条** 共通仕様書ならびに付則において、「滋賀県が発注する土木工事等」は「湖北広域行政事務センターが発注する土木工事等」に、「滋賀県建設工事請負契約約款」は「湖北広域行政事務センター建設工事請負契約約款」に、「滋賀県建設工事監督要領」は「湖北広域行政事務センター建設工事監督要綱」に、「滋賀県建設工事検査要領」は「湖北広域行政事務センター工事検査要綱」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、滋賀県建設工事請負契約約款第17条から第48条は、湖北広域行政事務センター建設工事請負契約約款第16条から第47条に各々1条繰り上げて適用するものとする。

**第3条** 湖北広域行政事務センターの発注工事等における暴力団等による不当介入の排除について

（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

1. 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他センター発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分

に指導を行うものとする。

3. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 第4条 工事範囲

機器名称・範囲等	工事場所	住所
・ 炉内耐火物等整備 (1号炉、2号炉) ・ 廃材撤去処分	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	滋賀県長浜市八幡中山町 200番地

- #### 第5条 共通仕様書、付則、点検補修工事共通仕様書に対する特記事項は、下記のとおりとする。

記

### 第1編 共通編

#### 第1章 総則

#### 第1節 総則

##### 1-1-1-3 設計図書の照査等

設計図書のうち、図面については関連施設竣工図書等から作成したものであり現状と一致しない場合があるので参考図とする。本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督職員に確認できる資料を書面により提出するものとする。

工事内容の変更が必要となる場合には、受注者が変更図面・資料等を作成して監督職員に提出し、協議のうえ、承諾を得ること。

##### 1-1-1-4 施工計画書

施工計画書の作成にあたっては、「施工計画書作成要領(案)」によるものとするが、共通仕様書による別途規定がある場合は、その内容を追記するものとする。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合も、同様とする。

- (1) 現場着手1ヶ月前までに施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 施工計画書において作成の必要のない項目は、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

#### 1-1-1-11 受注者相互の協力

(関連工事の調整)

受注者は契約約款第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施設稼働に支障をきたさないように施工しなければならない。

#### 1-1-1-24 履行報告

本工事では工事履行報告書の提出は求めない。

#### 1-1-1-29 事故報告書

受注者は工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に概要を報告するとともに、事故報告を監督職員が指示する期日までに発注者に提出しなければならない。

#### 1-1-1-34 諸法令の厳守

受注者は、労働時間および労働者作業環境について労働基準法等の諸法令を遵守しなければならない。

#### 1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更

本工事は、官庁における休日には工事はできない。ただし、土日曜および国民の休日において、また下記の作業時間外に工事を行う必然性がある場合、事前に監督職員に書面にて承諾を得ること。

(作業時間等)

本工事の作業時間帯は、原則として下記によるものとする。

午前8時30分～午後5時15分

本工事の施工にあたり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督職員と協議を行い、指示に従うものとする。

### 第3編 土木工事共通編

#### 第1章 総則

##### 第1節 総則

#### 3-1-1-15 提出書類

(電子納品)

本工事は電子納品の対象外工事である。

### 第16編 水道編

#### 第1章 総則

## 第2節 材料

### 16-1-2-1 工事材料の品質

(品質規格)

1. 本工事に使用する材料の品質規格は、共通仕様書によるものとするが、材料については、JIS、JWWA、JDPAの規格に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。
2. 適合指定材料については、規格適合証または検査合格証を提出すること。

## 第4章 機械電気設備工事

### 第1節 通則

#### 16-4-1-5 保安および衛生管理

1. 受注者は、保安および衛生について関係法令を遵守することはもとより、特に施設内等で行う工事で汚染等の恐れがある場合は、適切な方法で保護養生するなど保安衛生に留意しなければならない。
2. 危険物の保管および取扱いについて、火薬、ガソリン、油、電気等の危険性のあるものを使用する場合には、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い適切に行うものとする。作業に必要な燃料、溶剤等は日々運搬すること。

#### 16-4-1-10 検査および試験

本工事で行う監督職員による検査(確認)および立会は本章以外であっても本項目によるものとする。

1. 受注者は、本工事に使用する資材等の確認・検査について監督職員の立会にあたっては、あらかじめ定められた様式で事前に提出するものとする。
2. 試験および検査

##### (1) 試験および検査体制

受注者は、試験および検査に必要な材料、人員その他必要とする仮設材等を整え、試験および検査が迅速かつ、円滑に実施できるように必要な体制を整えなければならない。

##### (2) 資機材搬入検査

使用資機材の構造、寸法および変質の有無等を確認する為のものであり、外觀については、次表により検査を実施するものである。

検査資機材名称	検査項目
主要機器	外観、員数、規格表示、その他監督職員が指示する項目
主要材料	外観、員数、規格表示、その他監督職員が指示する項目
その他	監督職員が指示する項目

※軽易な資材については、検査を省略する場合がある。

### (3) 現地試験および検査

現地において、組立および据え付けられた設備が十分に機能が発揮できるかどうかを確認する為のものであり、施工の状態および性能等について次のとおり検査を実施するものである。

- 1) 動作試験
- 2) その他

### (4) 試験および検査に必要な水および電力

上記試験および検査のうち、現場において実施する場合に必要な水および設備を稼働させて行う設備電力は当方が支給するものとする。

## その他特記事項

### (損害賠償)

工事の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本工事完了後においても明らかに本工事に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本工事受注者の負担で行わなければならない。

### (提出書類)

本工事において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
工事着工届書	2	工事完了届書	2
現場代理人等届	2	工事目的物引渡書	2
工程表	2	請求書	1
施工計画書	2	工事写真	2
工事使用材料承諾関係書類	2	工事報告書	2
施工承諾図	2	官庁署への手続書	2
下請通知書（下請業者を使用する場合）	2	乾燥焼き昇温曲線表	2

CORINSに関する登録書類(写し)	1式	廃材処理計画	2
施工体制台帳	2	マニフェストの写し	2
その他監督職員が指示するもの	2	その他監督職員が指示するもの	2

## 工事内容

### 第1 工事概要

本工事はクリスタルプラザの炉内耐火物等について、不具合箇所を補修整備することでの機能維持を図るものである。

### 第2 施工条件（現場条件）

本工事は、稼働中のごみ焼却処理施設での施工であり、安全に十分に注意し実施すること。

### 第3 主要機器等仕様

#### 1. 機器構成

本工事で修繕等を行う機器の構成は、下表のとおりとする。

機器名称	型式等	数量
炉内耐火物	三菱形 燃焼室容量： 6.7 m <sup>3</sup> 炉壁構造： 耐火レンガ1枚半積み 天井構造： 吊り天井	2炉
炉補修部材	別紙のとおり	2炉分

#### 2. 機器仕様

機器仕様は下記の通りとする。選定機器は既設同等以上の性能を有し、既設設備を構成する機器類に影響のないこと。

### 第4 施工内容

#### 1. 耐火物等補修整備

##### ①耐火物等取範囲

施工範囲の耐火物、金物、支持材等（別添更新範囲図中の赤色範囲）の更新を行うこと。なお、既設耐火物との干渉部を作業上研（はつ）る必要がある場合は当該部の補修も含むこと。また、ケーシングの腐食・減肉等がある場合は当該部の補修も含むこと。

##### 【1号炉、2号炉】

(ア) 主燃焼室壁面（東、西面）更新

・耐火物・アンカー・受金物等更新含む

※東西壁面のレンガ積み範囲が異なることに注意すること。

※フィーダエッジ部耐火物との干渉部分は工事範囲外（別添 10）

（イ）ノズル挿入管 6 本/炉、台座、支持鋼材更新含む

## ②耐火物等取替手順

（ア）炉内の清掃及び足場仮設

（イ）施工箇所のクリンカの除去及び耐火物等の解体

（ウ）施工範囲の更新

（エ）耐火物等解体屑を産業廃棄物処分し、金物屑は場内指定場所へ搬出すること。

※本件については、耐火物解体屑を「普通産業廃棄物」と想定し、設計を行っているため、ダイオキシン含有量検査の結果、特別管理産業廃棄物と判断された場合の取扱いについては別途協議するものとする。

（オ）足場解体、現場復旧整理清掃等

## 2. 廃材撤去

本工事により発生する撤去廃材については、長尺物については運搬が容易に出来る程度に切断、その他の物についても、当該施設内の指定した場所（別途、協議）に、金属屑、不燃物、可燃物等指示する分別の区分ごとに集積すること。

なお、本整備工事において発生するレンガ屑等については、請負者の責任において処分することとし、次に示す書類等を提出すること。

### ①. 廃材の処理計画書

（ア）収集、運搬及び処理の方法

（イ）処理委託契約書の写し

（ウ）必要があると認めた場合は、上記項目について実地に現地確認を行うこととする。

### ②. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

（ア）収集、運搬又は中間処理業者に引き渡し済みの管理票の写しを提出

（イ）請負代金の支払いは、その管理票の写しの提出後とする。

## 3. 耐火物解体屑の分析

落札業者は、センター職員と打ち合わせの下、耐火物解体屑の分析（DXN 含有量及び重金属類溶出試験：1 検体/炉×下記 7 項目× 2 炉）及び取替範囲の確認を行うこと。

『分析項目』

①カドミウム又はその化合物（溶出試験）

②鉛又はその化合物（溶出試験）

③六価クロム又はその化合物（溶出試験）

④ヒ素又はその化合物（溶出試験）

⑤水銀又はその化合物（溶出試験）

⑥セレン又はその化合物（溶出試験）

⑦ダイオキシン類（溶出試験）

※本調査は撤去を行う廃材が産業廃棄物に該当するか特別管理産業廃棄物に該当するか判定を行うためのものであり設計については産業廃棄物を想定している。

※処分先が認める場合は1号炉、2号炉いずれか1検体の分析のみで可とする。

#### 4. その他

- ・本工事に業務上、技術管理的に当然必要と認められる内容についても含まれるものとする。
- ・施工にあたっては十分な事前調査を行うこと。
- ・本工事において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、請負費に含まれるものとする。
- ・本仕様書に記載なき項目については、その都度監督職員と協議するものとする。
- ・使用する材質は、使用条件に対して耐摩耗、断熱及び耐食を考慮して選択すること。ただし、ボルト、ナット類はSUS材を用いること。
- ・令和5年7月12日の午後2時から、本件の現地確認会を行います。現地確認を行う際は前日午後5時までにクリスタルプラザ岡もしくは勝木まで連絡をお願いします。（TEL：0749-62-7141）

※現場確認については炉の外側からのみの確認となります。

※上記の現地確認日以外は現地を確認する機会はありません。また、現地確認で説明した内容と同様の質問は受け付ません。

※本工事については、仮設ハウスの設置はせずにセンター施設内の一室を現場事務所等として使用するものとする。